

産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書

(フリガナ) 申出者氏名		申出者 生年月日	年	月	日
所属所		組合員等 記号・番号	公立高知		00
職名					
産前産後休業の期間		休業開始日	年	月	日
(休業開始日は、出産日以前42日目(出産日が予定日後であるときは、予定日以前42日目)(多胎妊娠の場合は98日目)を、休業終了日には出産日後56日目を記入。) 休業開始日は、出産日以前42日目(出産日が予定日後であるときは、予定日以前42日目)(多胎妊娠の場合は98日目)を、休業終了日には出産日後56日目を記入。		休業終了日	年	月	日
		出産予定日	年	月	日
出産日		年	月	日	
出産種別		単胎 ・ 多胎			
<p>4月から6月までの間において、地方公務員等共済組合法第43条第14項に規定する産前産後休業を取得することから、地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額(以下「年平均額」という。)により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合高知支部長 様</p> <p>年 月 日 申出者 氏名</p>					

(R4.6)

【申請にあたっての注意事項】

- この申出書は、定時決定にあたり、①「4、5、6月の報酬の月平均」により算出した標準報酬の等級が、②「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額の平均」により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合に申し出ることができます。なお、この保険者算定は令和4年度以降の取扱いであるため、過年度の4月から6月までの間に産前産後休業を取得している場合の申出はできませんので、ご注意ください。
- 定時決定にあたり、上記②で決定することを希望する場合は、この申出書を必ず提出してください。
- 産前産後休業とは、出産の日(出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあつては、98日)から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。)をいいます。
- 次に該当する場合は、この保険者算定の対象とはなりません。
 - 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合
 - 雇用保険法の適用対象となる組合員の場合
- 標準報酬の月額とは、掛金(保険料)や各事業の給付の額を算定する際の基準となるものです。この申出書を提出することにより、それらに影響を及ぼすことにご留意ください。

【共済組合記入欄】

4、5、6月の報酬の月平均(地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法による標準報酬)

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
		円			円

産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額による標準報酬

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
		円			円

直近12月間の標準報酬月額(短期給付)	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円

産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書

(フリガナ) 申出者氏名	コウリツ ハナコ 公立 花子	申出者 生年月日	昭和 59 年 △ 月 □ 日	
所属所	〇〇 小学校	組合員等 記号・番号	公立高知 012345	00
職 名	教諭			
産前産後休業の期間 <small>(休業開始日は、出産日以前42日目(出産日が予定日後であるときは、予定日以前42日目)(多胎妊娠の場合は98日目)を、休業終了日には出産日後56日目を記入。)</small>		休業開始日	令和4年4月14日	
		休業終了日	令和4年7月25日	
出産予定日	令和4年5月25日			
出産日	令和4年5月30日			
出産種別	単胎・多胎			
<p>4月から6月までの間において、地方公務員等共済組合法第43条第14項に規定する産前産後休業を取得することから、地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額(以下「年平均額」という。)により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合高知支部長 様</p> <p>令和4年8月〇日 申出者 氏 名 公立 花子</p>				

(R4.6)

【申請にあたっての注意事項】

- この申出書は、定時決定にあたり、①「4、5、6月の報酬の月平均」により算出した標準報酬の等級が、②「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額平均」により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合に申し出ることができます。なお、この保険者算定は令和4年度以降の取扱いであるため、過年度の4月から6月までの間に産前産後休業を取得している場合の申出はできませんので、ご注意ください。
- 定時決定にあたり、上記②で決定することを希望する場合は、この申出書を必ず提出してください。
- 産前産後休業とは、出産の日(出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあつては、98日)から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。)をいいます。
- 次に該当する場合は、この保険者算定の対象とはなりません。
 - 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合
 - 雇用保険法の適用対象となる組合員の場合
- 標準報酬の月額は、掛金(保険料)や各事業の給付の額を算定する際の基準となるものです。この申出書を提出することにより、それらに影響を及ぼすことにご留意ください。

【共済組合記入欄】

4、5、6月の報酬の月平均(地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法による標準報酬)

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
		円			円

産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額による標準報酬

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
		円			円

直近12月間の 標準報酬月額 (短期給付)	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円	年 月	円	年 月	円